

令和7年度 宇城市立不知火中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

- ①「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- ②いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行うこと
- ③いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ④いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑤家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本的対策事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つに「正しいことが正しいこととして受け止められる学校」を掲げ、弱い者いじめや相手の思いを思いやらないふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する積極的な支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や標語・ポスター等の募集、人権集会等の開催、人権学習の充実、教育相談の実施等々を計画・実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ実態調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
- (イ) 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（9月、2月）学校評価
- (ウ) 教育相談の実施による学級担任による生徒からの聞き取り調査
年2回（6月・11月）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用
- (イ) 学校支援アドバイザーの活用
- (ウ) いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や情報モラル研修会等を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策委員会」の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行っていくために、次の機能を担う「いじめ防止・対策委員会」を設置する。ただし、この「いじめ防止委員会」は、コーディネーター会議・生徒指導委員会と兼ねるものとする。

コーディネーター会議の構成員、役割並びに開催の流れ等は、次の図のとおりとする。

【コーディネーター会議】

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、児童生徒支援担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※ 必要に応じて、PTA代表、学校支援アドバイザー、宇城市教育委員会指導主事、児童民生委員、主任児童委員等で「ケース会議」を実施

<役割・活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他の、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること

<委員会の開催>

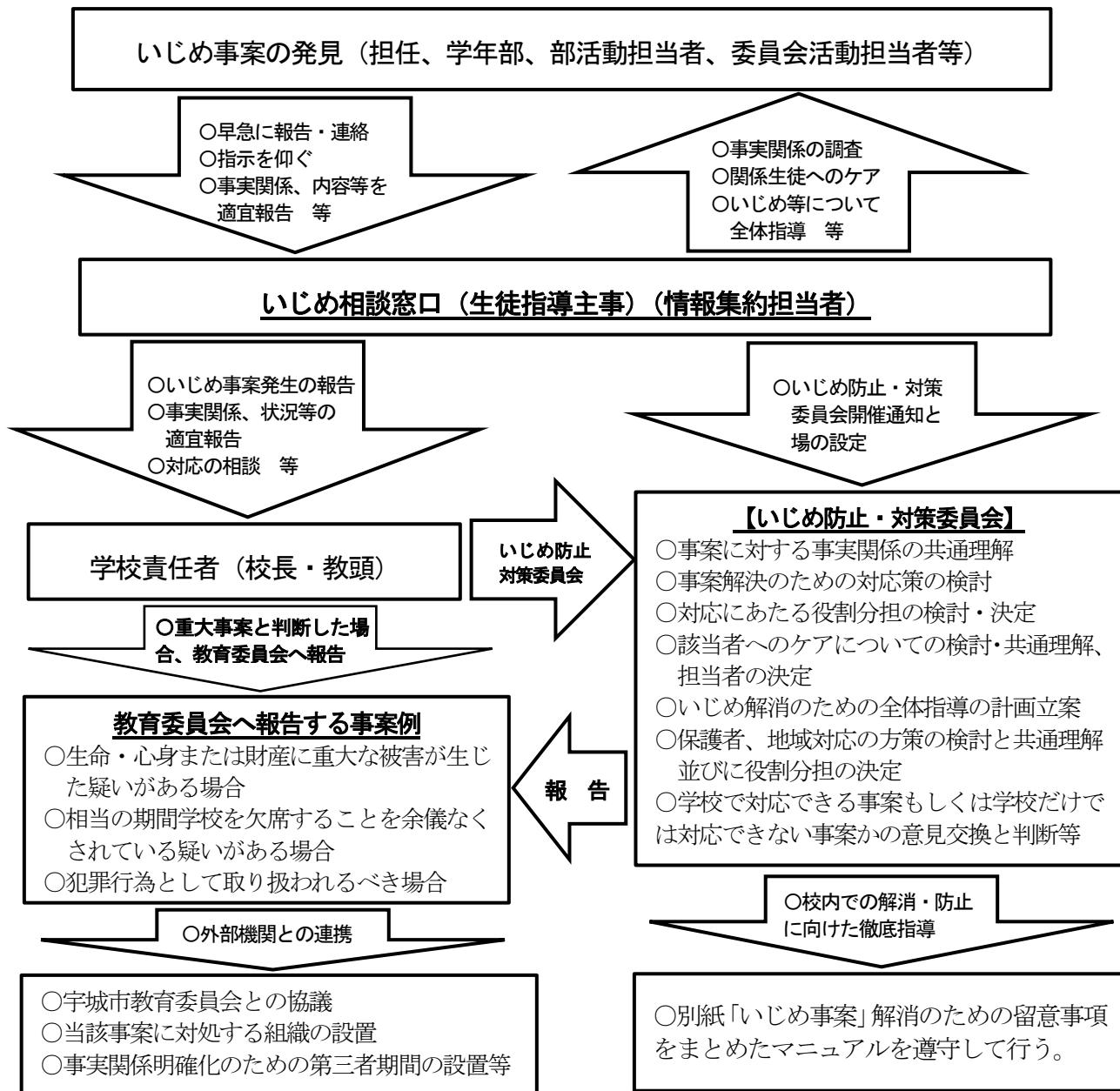
通常は、月2回コーディネーター会議を開催するものとし、いじめ事案発生時は、適宜緊急開催とする。

<開催の流れ1:定例会・日常的活動>

【コーディネーター会議】

- いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握と課題分析
- いじめ防止のための職員研修の立案・実施
- いじめ防止のための年間指導計画の方針決定
- いじめ防止に係る生徒・保護者・地域への啓発内容の検討
- 現状の意見交換、実態把握 等

<開催の流れ2：いじめ事案発生の場合>



(3) 重大事案への対処

上図に示した「教育委員会に報告する事案例」のような場合には、下記の事項を確実に行い、学校外期間との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

- ア 重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。